

邑楽町告示第74号

平成19年第1回邑楽町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成19年5月17日

邑楽町長 久保田 文 芳

1. 期 日 平成19年5月21日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場
3. 件 名
 - 1 議長の選挙
 - 2 副議長の選挙
 - 3 常任委員の選任
 - 4 議会運営委員の選任
 - 5 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
 - 6 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
 - 7 館林地区消防組合議会議員の選挙
 - 8 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙
 - 9 館林邑楽農業共済事務組合議会議員の選挙
 - 10 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙
 - 11 専決処分の承認を求めることについて
 - 12 専決処分の承認を求めることについて
 - 13 専決処分の承認を求めることについて
 - 14 専決処分の承認を求めることについて
 - 15 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○応招・不応招議員

○応招議員（16名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
8番	金 子 正 一 議員	9番	小 島 幸 典 議員
10番	立 沢 稔 夫 議員	11番	小 倉 修 議員
12番	横 山 英 雄 議員	13番	本 間 恵 治 議員
14番	細 谷 博 之 議員	15番	相 場 一 夫 議員
16番	石 井 悦 雄 議員	17番	大 野 栄 議員

○不応招議員（なし）

平成19年第1回邑楽町議会臨時会議事日程

平成19年5月21日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

（その1）

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙

（その2）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 常任委員の選任
- 第 6 議会運営委員の選任
- 第 7 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙
- 第 8 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
- 第 9 館林地区消防組合議会議員の選挙
- 第10 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙
- 第11 館林邑楽農業共済事務組合議会議員の選挙
- 第12 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙
- 第13 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
- 第14 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 第15 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて
- 第16 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて
- 第17 議案第31号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

追加議事日程

- 第 1 閉会中の継続調査について

○出席議員（16名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
8番	金 子 正 一 議員	9番	小 島 幸 典 議員
10番	立 沢 稔 夫 議員	11番	小 倉 修 議員
12番	横 山 英 雄 議員	13番	本 間 恵 治 議員
14番	細 谷 博 之 議員	15番	相 場 一 夫 議員
16番	石 井 悦 雄 議員	17番	大 野 栄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久 保 田 文 芳	町 長
石 井 征 彦	副 町 長
川 田 定 昭	教 育 長
小 林 徳 義	総 務 課 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田 口 茂 雄	事 務 局 長
飯 塚 勝 一	書 記

○田口茂雄事務局長 本日の臨時会は、一般選挙後最初の議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、石井悦雄議員が年長でありますので、ご紹介を申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○石井悦雄臨時議長 皆さん、おはようございます。ただいま紹介されました石井悦雄です。

きょうは、皆さんを歓迎するかのようにすばらしい五月晴れでもございます。暦の上では小満と言って、草木などが成長する、そういう意味だそうです。皆さんもきょうから議員でございます。草木が成長するように邑楽町の発展をお互いに願って、頑張っていっていただければありがたいな、そんなふうをお願いする一人でもございます。

地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから平成19年第1回邑楽町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。議事日程につきましては、配付のとおりでございます。

[午前10時03分 開議]

◎日程第1 仮議席の指定

○石井悦雄臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

ここで、暫時休憩いたします。

[午前10時07分 休憩]

○石井悦雄臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

[午前10時13分 再開]

◎日程第2 議長の選挙

○石井悦雄臨時議長 これより日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○石井悦雄臨時議長 ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小沢泰治議員、

山田晶子議員、岩崎律夫議員を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○石井悦雄臨時議長 ただいま事務局より投票用紙が配付されたと思います。配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石井悦雄臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○石井悦雄臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

事務局長。

○田口茂雄事務局長 それでは、点呼をとらせていただきます。

1番、田部井健二議員、2番、黒川洋子議員、3番、小沢泰治議員、5番、山田晶子議員、6番、岩崎律夫議員、7番、加藤和久議員、8番、金子正一議員、9番、小島幸典議員、10番、立沢稔夫議員、11番、小倉修議員、12番、横山英雄議員、13番、本間恵治議員、14番、細谷博之議員、15番、相場一夫議員、17番、大野栄議員、16番、石井悦雄議員。

○石井悦雄臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石井悦雄臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

先ほど申し上げましたように、立会人に小沢泰治議員、山田晶子議員、岩崎律夫議員、開票の立会人をお願いいたします。

〔開 票〕

○石井悦雄臨時議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票。

そのうち

有効投票 15票

無効投票 1票

有効投票中 横山 英雄議員 15票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、横山英雄議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○石井悦雄臨時議長 ただいま議長に当選された横山英雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

横山議員、あいさつをお願いいたします。

○横山英雄議長 ただいま議長選挙におきまして、皆様の温かいご支持をいただきまして、当選させていただき、まことにありがとうございました。

非常に責任の重大さと身に余る光栄と思っております。2万8,000町民の皆様の幸せのために、微力ではございますが、努力をさせていただきます。議員の皆様のご協力をよろしくお願いいたしまして、町民の皆さんに信頼される議会を目指し頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○石井悦雄臨時議長 横山英雄議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は終了いたしました。ご協力まことにありがとうございました。

〔横山新議長、議長席に着く〕

○横山英雄議長 ただいま臨時議長の石井議員には大変お世話になり、ご苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

〔午前10時30分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前10時40分 再開〕

◎諸般の報告

○横山英雄議長 ここで、日程に入るに先立ち、改めて諸般の報告をします。

今期臨時会に、説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付をしておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

これからの議事日程は、議席に配付したとおりであります。

◎日程第1 議席の指定

○横山英雄議長 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が定めることになっております。

これより議席の番号と議員の氏名を事務局より朗読いたします。

田口事務局長。

○田口茂雄事務局長 それでは、朗読させていただきます。

1番、田部井健二議員、2番、黒川洋子議員、3番、小沢泰治議員、5番、山田晶子議員、6番、岩崎律夫議員、7番、加藤和久議員、8番、金子正一議員、9番、小島幸典議員、10番、立沢稔夫議員、11番、小倉修議員、12番、横山英雄議員、13番、本間恵治議員、14番、細谷博之議員、15番、相場一夫議員、16番、石井悦雄議員、17番、大野栄議員。

以上でございます。

○横山英雄議長 ただいま事務局長が朗読したとおり議席を指定します。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○横山英雄議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において田部井健二議員、黒川洋子議員を指名します。

◎日程第3 会期の決定

○横山英雄議長 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

ここで、暫時休憩をします。

〔午前10時45分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時10分 再開〕

◎日程第4 副議長の選挙

○横山英雄議長 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名

推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に相場一夫議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した相場一夫議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました相場一夫議員が副議長に当選しました。

ただいま副議長に当選されました相場一夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

相場一夫議員、あいさつをお願いいたします。

○相場一夫副議長 皆さん、ただいま全員の方からご指名をいただきまして、本当にありがとうございます。心より感謝を申し上げますところでございます。

これから議長を補佐し、そして議長の言うとおりの2万8,000の皆さんとの融和も図りながら、一生懸命努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

終わります。

○横山英雄議長 ここで、暫時休憩します。

〔午前11時13分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後1時07分 再開〕

◎日程第5 常任委員の選任

○横山英雄議長 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、細谷博之議員、本間恵治議員、立沢稔夫議員、山田晶子議員、小沢泰治議員、横山英雄、以上6名を総務・文

教常任委員会の委員に。

大野栄議員、小島幸典議員、金子正一議員、田部井健二議員、相場一夫議員、以上5名を厚生・環境常任委員会の委員に。

石井悦雄議員、小倉修議員、加藤和久議員、岩崎律夫議員、黒川洋子議員、以上5名を建設・経済常任委員会の委員に、それぞれ指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した以上の方々を、それぞれ常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、各常任委員会を開催し、正副委員長の互選を願うため、暫時休憩します。

〔午後 1時10分 休憩〕

○相場一夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長にかわりまして議事を進めさせていただきます。ご協力をお願いします。

〔午後 1時53分 再開〕

◎議長の常任委員辞退

○相場一夫副議長 ただいま議長から職掌柄総務・文教常任委員を辞退したいとの申し出がありました。

よって、この際本件を議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫副議長 異議なしと認めます。

議長の総務・文教常任委員の辞退の件を議題とします。

お諮りします。本件は、議長からの申し出のとおり、総務・文教常任委員を辞退することについて同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相場一夫副議長 異議なしと認めます。

よって、議長からの申し出のとおり、総務・文教常任委員を辞退することについて、同意することに決定しました。

以上で私の職務は終了しました。ご協力ありがとうございました。

議長と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○横山英雄議長 各常任委員会における正副委員長の互選についての報告がありましたので、その結果を報告します。

総務・文教常任委員会は、委員長に立沢稔夫議員、副委員長に小沢泰治議員。

厚生・環境常任委員会は、委員長に小島幸典議員、副委員長に田部井健二議員。

建設・経済常任委員会は、委員長に加藤和久議員、副委員長に黒川洋子議員が互選されました。

以上であります。

◎日程第6 議会運営委員の選任

○横山英雄議長 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、本間恵治議員、立沢稔夫議員、大野栄議員、小島幸典議員、小倉修議員、加藤和久議員、以上6名を議会運営委員会の委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の方々を議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会を開き、正副委員長の互選を願うため、暫時休憩いたします。

〔午後 1時57分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 2時15分 再開〕

○横山英雄議長 議会運営委員会における正副委員長の互選についての報告がありましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会では、委員長に本間恵治議員、副委員長に小倉修議員が互選されました。

以上であります。

暫時休憩をします。

〔午後 2時16分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 3時22分 再開〕

◎日程第7 東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙

○横山英雄議長 日程第7、東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に、小倉修議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名した小倉修議員を東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員の当選人とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小倉修議員が東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選されました。

ただいま東毛広域市町村圏振興整備組合議会議員に当選されました小倉修議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

当選人、小倉修議員、ごあいさつをお願いします。

○11番 小倉 修議員 ただいま東毛広域市町村圏の組合議員ということで、皆様方からのご推挙をいただきまして、本当にありがとうございました。私にとりまして過分なる役割ということでご指名いただいたわけですが、東毛広域市町村圏の内容等まだまだわかりませんが、いずれにいたしましても一生懸命努力いたしますので、今後ともよろしくお願い申し上げ、ご推挙いただきましてまことにありがとうございました。失礼いたします。

◎日程第8 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

○横山英雄議長 日程第8、邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することを決定しました。

邑楽館林医療事務組合議会議員に、石井悦雄議員、本間恵治議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました石井悦雄議員、本間恵治議員を邑楽館林医療事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました石井悦雄議員、本間恵治議員が邑楽館林医療事務組合議会議員に当選されました。

ただいま邑楽館林医療事務組合議会議員に当選されました石井悦雄議員、本間恵治議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、本間恵治議員からごあいさつをお願いします。

本間恵治議員。

○13番 本間恵治議員 ただいま邑楽館林医療事務組合に石井議員、そして私本間と推薦していただきまして、ありがとうございます。

厚生病院の医療につきましては、今体質改善を図ろうとしております。院長を初め一般の患者につきましては、一般の開業医でできるだけ見ていただいて、そして重病人とそれから救急の病人については、救急病院で対応するというふうな改善を図ろうとしておりますが、その改善がまだ末端にまで行き届いていないのが現状かと私も思っております。そういう点で石井悦雄議員と私と力を合わせて邑楽町の町民の皆さんが利用しやすく、しかも人命を尊重する中で、立派な運営ができますよう頑張っていきたいと思っておりますので、これからもご支援、ご指導のほどよろしく願いいたします。ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎日程第9 館林地区消防組合議会議員の選挙

○横山英雄議長 日程第9、館林地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

館林地区消防組合議会議員に、立沢稔夫議員、加藤和久議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました立沢稔夫議員、加藤和久議員を館林地区消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました立沢稔夫議員、加藤和久議員が館林地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま館林地区消防組合議会議員に当選されました立沢稔夫議員、加藤和久議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、立沢稔夫議員からごあいさつをお願いします。

立沢稔夫議員。

○10番 立沢稔夫議員 ただいま館林地区の消防組合の議会議員ということで、私と加藤議員が推薦、役員に選ばれました。非常に消防の問題も大きな問題がたくさんあると思います。まだまだ消防というものがどういうものかというものがなかなかわからない点もございます。加藤議員ともども一生懸命頑張って、邑楽町が消防関係にすばらしい成果が出るようなことに努力してまいりたい、そんなふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

◎日程第10 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙

○横山英雄議長 日程第10、大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に、大野栄議員、細谷博之議員、横山英雄を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました大野栄議員、細谷博之議員、横山英雄を大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大野栄議員、細谷博之議員、横山英雄が大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に当選されました大野栄議員、細谷博之議員、横山英雄が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、大野栄議員からごあいさつをお願いいたします。

○17番 大野 栄議員 ただいま大泉町外二町環境衛生施設組合議員に細谷議員、横山議長、私大野、3名が推薦いただきまして、本当にありがとうございます。これからもリサイクル、ごみ減量に向けて頑張っていきたいと思います。

また、組合議会の中では、邑楽町の不利益にならないように、3人で力を合わせて頑張っていきたい、臨んでいきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎日程第11 館林邑楽農業共済事務組合議会議員の選挙

○横山英雄議長 日程第11、館林邑楽農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

館林邑楽農業共済事務組合議会議員に、相場一夫議員、小島幸典議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました相場一夫議員、小島幸典議員を館林邑楽

農業共済事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました相場一夫議員、小島幸典議員が館林邑楽農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま館林邑楽農業共済事務組合議会議員に当選されました相場一夫議員、小島幸典議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表して、小島幸典議員からごあいさつをお願いします。

○9番 小島幸典議員 館林邑楽農業共済事務組合議会議員に相場議員と私小島幸典が2人指名されて、ありがとうございます。農業共済を取り巻く現状は大変これから難しい問題がありますけれども、一人はみんなのために、みんなは一人のためという組合の趣旨に従って、一生懸命研究、努力したいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎日程第12 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙

○横山英雄議長 日程第12、太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

太田市外三町広域清掃組合議会議員に、細谷博之議員、横山英雄を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました細谷博之議員、横山英雄を太田市外三町広域清掃組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました細谷博之議員、横山英雄が太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選されました。

ただいま太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選されました細谷博之議員、横山英雄が議場に

おられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、細谷博之議員からごあいさつをお願いします。

- 14番 細谷博之議員 私細谷博之と横山英雄議長が太田市外三町広域清掃組合議会議員に推薦していただきました。ごみのリサイクル、またごみの資源化、少しでもごみの有効利用ができるよう頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎日程第13 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて

- 横山英雄議長 日程第13、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

- 久保田文芳町長 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年度邑楽町一般会計補正予算（第7号）につきましては、入札執行した結果、中野小学校耐震工事が予算を大きく下回ることが確定したため、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,004万7,000円を減額し、予算の総額を83億9,379万8,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月30日付で専決処分を行った次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 横山英雄議長 小林総務課長。

- 小林徳義総務課長 補足説明させていただきます。

補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。第2表としまして、繰越明許補正ということで、ここに計上してありますが、補正前が3億5,595万円、補正後が2億7,570万3,000円という8,024万7,000円の減額ということになります。これは先ほど町長からお話がありました工事入札による落札の結果、予算書を大きく下回ることにおける工事費の減額、なおこの工事につきましては、19年度で行うということで繰越明許してありますので、財源としての繰越額を減額したいということで補正を行った次第でございます。

なお、隣の4ページを見ていただきますと、10款の教育費の中で2項小学校費で補正額ということで8,024万7,000円を減額するものが歳出における主なものでございます。

また、順序が逆になりましたけれども、前のページに移りまして、2ページ、3ページでございますが、こちらについては歳入ということでの補正の内容が記載されております。特に大きいものは、3ページの一番下になりますが、17款の繰入金でございます。ここにおきまして、1億3,706万6,000円を基金からの繰り入れを減額したいと、支出が減る分減額になるわけですが、ほかの歳入等がありますので、それらとの関連において繰入金の減額を行うものであります。

以上で説明とさせていただきます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第27号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第27号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第14 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

日程第15 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて

日程第16 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

○横山英雄議長 日程第14、議案第28号 専決処分の承認を求めることについてから日程第16、議案第30号 専決処分の承認を求めることについてまでの3議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 ただいま一括上程となりました議案第28号、議案第29号、議案第30号の専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成19年3月30日にそれぞれ公布され、平成19年4月1日から施行されたことに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する条例、邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例、邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付で専決処分を行った次第であります。

なお、詳細につきましては、税務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 ただいま一括上程されました議案第28号、議案第29号、議案第30号 専決処分

の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて、この部分につきましては、邑楽町税条例の一部を改正する条例でございます。議員の皆様方のお手元に議案書が送られているかと思うのですが、こちらの中身の方をごらんいただければというふうに思います。

邑楽町税条例の一部を改正する条例、邑楽町税条例（昭和35年邑楽町税条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条の改正の関係ですが、この部分につきましては、新しい新信託法、信託法が改正されて、地方税法が対応できなくなってきたということで、新たに5項をつけ加えながら改正をするものでございます。

次に、第31条第2項の改正の部分でございますが、これは法人税法の定義なのですが、上位法の中に定義がきちっとされましたので、この部分からこれを削除をしたいとするものでございます。

次に、第95条の関係でございます。これはたばこ税を規定してある部分ですが、昨年の7月にたばこ税の税率の改定がありまして、3,298円になったのですが、これを本則の方にこのような形で表記をするという内容でございます。

次に、第103条の改正ですが、これは特別土地保有税の納税義務者を規定してある項目ですが、上位法の項が削除されたために項ずれを改めたいとするものでございます。

次に、附則10条の関係でございますが、これも同じように上位法の改正に伴いまして、項ずれを生じておりますので、それを改めたいとするものと、第6項を新たにつけ加えるという内容の改正でございます。この第6項につきましては、住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額の措置を新たに規定をしたいとするものでございます。

引き続きまして、附則第16条の2の関係でございます。この部分につきましてもたばこ税の税率の特例なのですが、先ほど来申し上げているとおり、平成18年の7月からたばこ税の税率が改定されました。この附則でうたっている部分を削除することによりまして、先ほど申し上げました本則の方にそれをうたいたいとするものでございます。

次に、附則第19条の改正につきましては、証券取引法という法律が新たに金融商品取引法ということで法律の名前が変わりました。それを改めたいとするものでございます。

次に、附則の第19条、附則の第20条の改正の関係でございますが、これは特例の中で上場株式等の配当及び譲渡の所得については、特例税率が適用されているものでございます。これをそれぞれ1年ないし2年延長をしたいとするものでございます。

それから、20条の5を新たに加える改正でございますが、これは租税条約実施特例法という法律が新たにございますか、ありまして、その中で日本とフランスの租税条約の中で社会保険料を一定程度負担している部分につきましては、それらをいわゆる控除される保険料ということで認めまし

ようという内容の改正でございます。

附則につきまして、施行期日、第1条でございます。この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、第23条及び第31条の改正規定、これにつきましては信託法の施行の日、それから附則第19条の2第1項の改正規定につきましては、同じくこれらの施行の日から施行したいとするものでございます。

次に、町民税に関する経過措置ということで、第2条でございます。改正後の邑楽町税条例、附則第20条の5第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う、または控除される同項に規定する保険料について適用するとするものでございます。

次に、固定資産税に関する経過措置でございます。第3条、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるということでございます。

続きまして、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて、この部分につきましては、邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例でございますが、この部分につきましては、上位法である地方税法が改正されまして、項ずれを起こしております。具体的には、文の途中で第38項というふう書いてあると思うのですけれども、これらが削除されたことに伴う項ずれを整備したいとするものでございます。

附則としまして、この条例は、平成19年4月1日から施行するというものでございます。

次に、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて、この部分につきましては、邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。こちらの方は、邑楽町国民健康保険税条例（昭和34年邑楽町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第11条中、これは課税額等を規定してある部分ですけれども、「53万円」を「56万円」に改めるということで、課税限度額の引き上げになるものでございます。

附則としまして、施行期日、この条例は、平成19年4月1日から施行する。適用区分として、第2項としまして、改正後の邑楽町国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 これより3議案について、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより議案第28号 専決処分の承認を求めることについて討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第28号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定しました。

これより議案第29号 専決処分の承認を求めることについて討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第29号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第29号は原案のとおり承認することに決定しました。

これより議案第30号 専決処分の承認を求めることについて討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第30号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第30号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第17 議案第31号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○横山英雄議長 日程第17、議案第31号 監査委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第31号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第197条の規定により、議員のうちから選任する監査委員にあつては、議員の任期によると規定されております。このたび議員のうちから選任する監査委員に、邑楽町大字鶉新田172番地2、石井悦雄氏を選任いたしたいので、議会の同意を得たくご提案申し上げる次第であります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○横山英雄議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第31号 監査委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○横山英雄議長 挙手全員。

よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程の追加

○横山英雄議長 お諮りします。

この際、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 閉会中の継続調査について

○横山英雄議長 追加日程第1、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付しておきました継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたします。

◎町長のあいさつ

○横山英雄議長 以上で日程は終了しました。

町長から発言の申し出がありますので、許可します。

久保田町長。

○久保田文芳町長 平成19年第1回の邑楽町臨時議会、初議会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

先ほどの専決処分の承認を求めることについて、そしてまた同意を求める件につきまして、ご同意またはご承認を賜りまして、大変ありがとうございました。

また、初議会ということで議会構成、そして新しい横山議長さんの誕生のもと、初議会が終了することができました。新しい議員の皆さん、そして新しい議会構成の中でこの邑楽町の将来を考え、そして町民の一人一人の幸せを願いまして、皆さんと一緒にこの町づくりに励んでいきたいと思ひます。

今後とも皆さんとともに力を合わせてやっていけるように努力していきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げまして、言葉足りませんが、初議会に当たっての御礼の言葉にかえさせていただきます。大変お世話になりました。

◎閉会の宣告

○横山英雄議長 これをもちまして、平成19年第1回邑楽町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

〔午後 4時02分 閉会〕